

介護職員をめざす人を応援します

問 高齢福祉介護課(☎6517789)

介護・福祉サービスを必要とする人は、今後さらに増加していくと見込まれます。市では、福祉人材を量的・質的に確保していくため、資格取得や再就職にかかる費用を助成します。

①福祉・介護新規参入促進事業助成金

「介護職員初任者研修」の受講費用の一部を助成します。

【対象・要件】

- 申請時に市内在住の市税、介護保険料、国民健康保険料(税)を完納している人で、次の要件をすべて満たす人
- 介護職員として経験のない人
- 平成30年4月1日以降に受講開始した初任者研修を修了した人
- 平成30年4月1日以降に「福祉の職場体験」を体験した人
- 市内の福祉事業所に初任者研修を修了した日から1年以内に就職した人
- 市内の福祉事業所に介護職員として週20時間以上勤務している人
- 市内の福祉事業所に介護職員として3か月以上勤務している人
- 研修の受講費用を支払った人
- 他の補助または、貸付を受けていない人

【助成金額】

受講費用の1/2以内(上限3万円)

②潜在介護人材再就職支援事業補助金

再就職した介護職経験者を支援します。

【対象・要件】

- 申請時に市内在住の市税、介護保険料、国民健康保険料(税)を完納している人で、次の要件をすべて満たす人
- 過去に介護職員①介護福祉士②介護福祉士実務者研修習得者③介護職員基礎研修修了者④介護職員初任者研修修了者⑤訪問介護養成研修1級または2級課程修了者として実務経験が1年以上ある人
- 介護職を辞めてから再就職する日(平成30年4月1日以降)までに1か月以上期間がある人
- 市内の福祉事業所に介護職員として週20時間以上勤務している人
- 市内の同一福祉事業所に介護職員として1年以上勤務し、申請時においても勤務している人

【助成金額】

10万円(1回限り)

③外国人介護職員養成研修修了者支援事業補助金

介護職員をめざす外国人を支援します。

A 教材費補助金

【対象・要件】

- 交付申請時に市内在住の市税、介護保険料、国民健康保険料(税)を完納している人で、次の要件をすべて満たす人
- 平成30年4月1日以降に受講開始した養成研修を修了した人
- 市内の福祉事業所に介護職員として20時間以上勤務している人
- 他の制度の助成金または貸付金を受けていない人

【助成金額】

研修に要した教材費の全額(上限1万円)

B 就職支援金

【対象・要件】

- 交付申請時に市内在住の市税、介護保険料、国民健康保険料(税)を完納している人で、次の要件をすべて満たす人
- 養成研修を修了した人
- 研修後、2年以内に市内の福祉事業所に介護職員として週20時間以上勤務している人
- 研修後、市内の福祉事業所で1年以上勤務している人

【助成金額】

10万円(1回限り)

《共通》

申請書・提出書類

申請書類は、担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。



▲市ホームページ
QRコード

※これらの補助金は令和3年度で終了します。詳しくは担当課までお問い合わせください。



衛生材料支給券を交付します

問 高齢福祉介護課(☎6517789)
しょうがい福祉課(☎6516518)

要介護認定を受けている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人などに、衛生的にすごしていただけるよう、紙おむつ等支給券を交付します。

【支給内容】

2万7千円分の支給券(令和2年3月20日まで利用可)

【受付期間】

随時受け付けています。
※申請月の翌月から3月までの月数分の交付となります。

《共通要件》

- 平成31年3月～令和元年8月の間で3か月以上在宅で生活している人
- 常時おむつが必要で、現在も使用している人
- 世帯の平成30年分の所得税が非課税の人
- 市税、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料を完納している人

《要介護認定を受けている人の要件》

○要介護3、4、5の認定を受けている人

《しょうがいのある人の要件》

- 身体障害者手帳(肢体不自由)1級、2級の交付を受けている人(3歳以上)
- 療育手帳A1、A2の交付を受けている人(3歳以上)

【申込み】

- 申請書を直接左記まで提出してください。申請書は、担当課にあります。
- ※申請時に身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの人は持参してください。
- ※施設に入所している人や入院中の人、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除きます。

問合せ・申請先

- 要介護認定を受けている人
高齢福祉介護課(本庁舎1階)
☎6517789
- しょうがいのある人
しょうがい福祉課(本庁舎1階)
☎6516518
- 北部振興局福祉生活課
☎8215901
- 北部振興局福祉生活課
☎8215901

訪問理美容サービスをご利用ください

問 高齢福祉介護課(☎6517789)
しょうがい福祉課(☎6516518)

在宅で生活している寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に自宅訪問による理美容サービスの利用券を10月中旬下旬に交付します。

【支給内容】

訪問理美容サービス利用券(散髪のみ)1枚(令和2年3月20日まで利用可)

※申請時に、利用する理美容店を選択します。

【自己負担額】

原則利用料の1割(450円)

【受付期間】

9月2日(月)～13日(金)
平日8時30分～17時15分

【対象者】

《共通要件》

- 9月1日現在で次のすべてに該当する人
- 平成31年3月～令和元年8月の間で3か月以上在宅で生活している人
- 世帯の平成30年分の所得税が非課税の人
- 市税、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料を完納している人

《要介護認定を受けている人の要件》

次のいずれかに該当する人
○65歳以上で要介護4、5の認定を受けている人

《しょうがいのある人の要件》

- 次の両方に該当する人
- 次のいずれかの手帳を持っている人
- ①身体障害者手帳(肢体不自由)1、2級
- ②療育手帳A1、A2
- ③精神障害者保健福祉手帳1級
- 同居人のすべてが65歳以上または右記①～③のいずれかの手帳を持っている人
- ※施設に入所している人、病院に入院している人は除きます。

【申込み】

申請書は直接左記まで提出してください。申請書は担当課にあります。

※申請時に身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの人は持参してください。

問合せ・申請先

- 要介護認定を受けている人
高齢福祉介護課(本庁舎1階)
☎6517789
- しょうがいのある人
しょうがい福祉課(本庁舎1階)
☎6516518
- 北部振興局福祉生活課
☎8215901